

堺市いじめ防止基本方針 改定構成案

項目	内容	改定のポイント
第1 いじめ防止等に関する基本事項		
1 いじめとは	・いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）における定義 ・法におけるいじめと社会通念上のいじめの違い ・いじめの具体例 国の基本方針に示されている8つの態様 <u>相手を傷つける意図を持たない行為も、いじめと認定される例</u>	・いじめとは認知されにくい過去事例を示すことで、法におけるいじめの定義の共通理解を図る
2 いじめ防止等に関する基本的な考え方	・いじめは、どの子にも、どの学校でも起こりうるもの ・いじめは、深刻化すると、生命、心身及び財産に重大な被害を生じさせるもの ・「傍観者」が、いじめを防ぐための「仲裁者」や「相談者」に ・学校は、いじめ防止等の取組を、教育活動全般を通して行う。 ・教育委員会は、学校が行う取組を支える。 ・地域社会全体で取り組む	・対等で豊かな人間関係の構築（多様性の理解）について記載 ・児童生徒の成長支援について記載
第2 いじめの防止等のための役割・取組等		
1 学校	・学校いじめ防止基本方針の策定と見直し ・学校いじめ防止等対策委員会の設置 ・学校の取組 <u>（発達支持的生徒指導、未然防止教育、早期発見対応、困難課題対応）</u>	・取組については重層的支援構造に基づき記載 ・具体的な対応は別途作成する教職員向けの手引きに記載
2 教育委員会	・いじめ問題対策連絡協議会（法第 14 条 1 項）の設置 ・教育委員会の附属機関の設置 堺市いじめ防止等対策推進委員会（法第 14 条 3 項） <u>堺市いじめ重大事態調査委員会（法第 28 条 1 項）</u> ・教育委員会の取組	・堺市いじめ重大事態調査委員会について記載
3 市長事務部局	・<u>堺市いじめ問題再調査委員会の設置</u> ・<u>市長事務部局の取組</u>	・市が一体となって取り組むことを示すため、市長事務部局の取組を記載
4 児童生徒	・<u>児童生徒ができること</u> ・<u>児童生徒が学校、保護者にのぞむこと（生徒会等の意見）</u>	・児童生徒にも一体となって取り組んでもらえるよう、児童生徒ができることを記載 ・いじめ防止の取組が児童生徒のための取組となるよう、児童生徒の意見を聴取・掲載することで共通理解を図る

		・別途こども版基本方針を作成
5 保護者	・<u>保護者ができること</u> ・<u>保護者が学校、児童生徒にのぞむこと（PTA 協議会の意見）</u>	・保護者にも一体となって取り組んでもらえるよう、保護者ができることを記載 ・保護者に寄り添った対応ができるよう保護者の意見を聴取・掲載することで共通理解を図る ・別途保護者向け啓発リーフレットを作成
6 市民	・<u>市民ができること</u>	・市民に対し当事者意識の醸成を図るため、市民としてできることを記載
第3 重大事態への対処		
1 重大事態とは	・法における定義	
2 平時からの備え	・<u>学校における平時からの備え</u> ・<u>教育委員会における平時からの備え</u>	・いじめの重大事態の調査に関するガイドライン改訂を反映 ・調査報告書の提言を踏まえる
3 調査	・調査主体（学校、教育委員会） ・調査内容 ・自殺の背景調査 ・関係児童生徒及び保護者への調査結果の説明 ・再調査	